

占領期の道德教育に関する文部省の方針

－修身教育の取り扱いを中心に－

The Policy of the Ministry of Education for Moral Education During the Occupation Period

- With a central focus on Shushin education -

高橋 潤子

Junko Takahashi

要約

占領期（敗戦～講和まで）の道德教育に関しては、軍国主義的な修身教育を占領軍が廃止したこと、1950年頃より「保守党政治家」が復古主義の道德教育の復活を企図し、文部省がこれに従ったということが通説とされてきた。しかし、文部省は占領軍から命ぜられる前に、独自の判断から修身教育の廃止を決定していた。また、文部大臣が1950年に修身教育の設置を提案した際にはこれに反対していた。このような文部省の方針は、これまで十分に解明されてこなかった。そこで本稿は文部省の内部文書を用いて、占領期における文部省の道德教育の方針を様々な角度から検討した。その結果、文部省が「保守党政治家」の命に従った事実は確認されなかった。また、民主主義の理念に基づいた道德教育を、文部省が行おうとしていたことが判明した。

キーワード 占領期 軍国主義 修身教育 文部省の方針

はじめに

本稿は占領期研究の一環として、占領期の道德教育に対し文部省がどのような方針を持っていたのかを考察する。占領軍にとって、日本の軍国主義的・国家主義的象徴であった教育勅語や修身教育を、如何に処するかということは喫緊の課題であった。大田の先行研究では、GHQ（総司令部 General Headquarters の略）が教育の「非軍事化」や「民主化」を進めると同時に、軍国主義的教師の追放、軍事教練・武道教育の廃止、修身・地理・歴史教育の停止などの禁止的措置をとったといわれている（大田 1978 : 75）。同様な指摘を、堀尾、久保、江島らもしている（堀尾 1994、久保 1994、

江島 2016）。またその他の先行研究でも、占領軍が教育勅語を「まっさきに潰し」（池田 2002 : 42-43）、修身教育を否定した（藤尾 1958 : 69-70）ことがいわれている。このように、占領軍が戦前の軍国主義的な修身教育等を否定した¹⁾ということはほぼ通説となっている。

その中でも、「国家主義教育や軍国主義教育の元凶」とされた修身教育は徹底的に否定され、1958年の「道德の時間」²⁾は定着しなかったとみる向きもある（菱村 2008 : 106-109）。このような議論は現在まで続き³⁾、2013年の第2回「教育再生実行会議」では、子どもの問題を解決するために「戦前の修身に匹敵するものをやるべき」という意見が出された⁴⁾。このように、占領軍が戦前の修身教育を否定したことが、現在の道德教育に悪影響

を及ぼしていると考えられている。

その一方で、占領期に文部省が修身教育を如何に考えていたのか、という根本な点はこれまでほとんど明らかにされてこなかった。1946年から5年間文部省に勤務した上田薫⁵⁾は、占領軍が1945年12月31日に「修身の授業停止」を指令するまでに、文部省は「文化国家、道義国家の建設」を謳った新日本建設の教育方針(1945年9月15日)を示し、公民教育刷新委員会(1945年秋)を発足したと述べる。そして、「日本の教育者のなかにも、新しい方向を的確に模索することのできる人たちがいなかったのではない」という。しかし、文部省の修身教育に対する態度については「故意に触れまいとする苦しい」ものだったと指摘しているのみである(上田1977:282-283)。

戦後の道德教育は、社会科を中心に行われるようになったものの、1950年頃より「新教育を暗に批判するような発言が保守党政治家」によって出され始め(上田1977:292-297)、文部省は「反動的道德教育行政」を行い始めたという(遠藤1982:38、雨松2015:38-39)。1958年に「道德の時間」が設けられた時も、戦前の教育を復活させたい政治家に文部省が従ったとされている(矢倉2015:15-16)。

文部省が1945年9月に公民教育に関する審議を始めた際、「戦前の歪められた修身教育がもはや通用するはずがない」との判断を下していた(久保ほか2001:33-234)。この判断に鑑みると、文部省が権力者らの意向に盲従したというこれまでの見解は一面的だと考えられる。そこで本稿は、これまで空白であった占領期における文部省の道德教育の方針を、有賀三二⁶⁾(「日本教育家ノ委員会」関係者)、石川二郎⁷⁾(1947年以降の文教関係等に関する文書)、大島文義⁸⁾(1945年以降の教育課程行政等に関する文書)、森戸辰男⁹⁾、厚沢留次郎¹⁰⁾等の文書を中心に明らかにする。

本稿がいう占領期は、終戦の1945年8月15日から対日平和条約が有効となった1952年4月28日¹¹⁾までである。文部省の内部文書である有賀らの文書には、占領期の道德教育に関する議論が含まれているにも拘らず、これまでほとんど研究に用いられることがなかった。そのためこれらの文

書を用いて、戦後の道德教育研究を再考することが本稿の目的である。

1. 文部省における修身科廃止の措置

戦時中の日本では「極端な国家主義、民族主義が勢力」を持ち、その文化も教育も超国家主義的なものであった。そして、日本の教育には「国民的迷信殊に極端な国家主義的政策」に基づいた「虚構の歴史や神話の非学問的解釈」等が存在していた(有賀1946:171-178)。そのため、総司令部は日本政府に対し「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保證支援保全、監督並ニ弘布ノ廢止ニ関スル件」という覚書を1945年12月15日に出し(大島1945:31)、「神道並びに軍国主義的極端な国家主義的宣伝と密接な関係がある」として修身・地理・歴史教育を12月31日に停止した。この覚書に従って、文部省は翌年1月11日に「修身、地理、歴史の授業」を停止し、これら教科の図書も2月12日に回収した。そして、道德教育は社会科を中心に行われるようになった(石川1953:096.54-7-34a)。

貝塚の研究では、文部省が「三教科の『停止』措置を占領軍の『指令』としてではなく、文部省から指示する旨の案」をCIE¹²⁾に提出(1945年11月28日)したものの、「教科書問題の責任者」となったワンダリックが、文部省が再び主導権を握ろうとする熱意の表れだとしてこれを「退けた」といわれている(貝塚2001:80)。

それでは、文部省は修身教育にどのような方針を持っていたのであろうか。当時、文部省の勤務課長であった関口隆克と、学校教育局事務官であった勝田守一の証言からその方針をみる。

文部省は誰かに迷惑がかかったり誤解されないように、敗戦直後に文書を破棄した。その時、教科局は「左翼の文献まで」燃やす程「狼狽」していた(関口ほか1952:8-9)。このような「狼狽」がある一方で、前田多門文相の頃から教育制度内容に手がつけられ始め、10月頃には外部の人¹³⁾を入れてカリキュラムの研究を開始していたという。また同月には、「久保田氏が主幹で公民教育刷新委員会というものを作り、僕が事務をやったが

その答申案では修身の廃止を決定した。当初は、独自の構想で進めることができたが、その中に CIE にみせた所が、既に総合的な内容をもっていたので、アメリカのソーシャル・スタディズという方向に研究を進めたらどうか、とエンカレッジされた。ともかく、公民教育刷新委員会の答申案には眼目としてまず修身の廃止、次に、公民教育を私的な理解としてでなく、行動と生活を通じての実践的訓練と結びつけるということ（自治会・寄宿舎の生活・校外活動等と結びつける）、更に、文化領域が現代においては非常に緊密に関連しているから教育内容は総合的でなければならない、という要求が出ていた。地理・歴史も、極力それと関連してやらねばならない。それが社会科への発展の一つの地ならしになった。そしてカリキュラム研究会は、「社会・自然」という教科を「アメリカの指示もなにもうけずに」作り上げた」と勝田は述べている（関口ほか 1952 : 9-10）。

敗戦直後に修身教育を廃止しようと文部省が考えていたことは、1945年12月13日に行われた89帝国議会貴族院予算委員会¹⁴⁾で、修身科の今後を問われた前田多門文相が、今後は公民教育を刷新して「公共道徳」に邁進したいと返答していることからいえる。

当時、教科書に関わっていた勝田は、「従来のものは一擲すべきだという主張をしていたのだが、なかなか上の人は、はっきりした態度を示さない¹⁵⁾。これはいかんと思っているうちに12月31日に、地理、歴史及び修身の授業停止の指令が出た。（この指令に伴ってディスカッション・メソッドをやれ、“真相はこうだ¹⁶⁾”を教材に使ってやれということが、付則の形でついていた。）よい教科書に書き改められるまでは停止ということになり新教科書の編纂が始まったわけだが、当時は、ストップ・ギャップ・テキストブック（暫定教科書）といわれ、本格的な編修というものは後に延ばされて了った。恐らく使節団が来ることを予定していたのだろう」（関口ほか 1952 : 10）と述べている。この証言に鑑みても、総司令部の命令としてではなく、文部省内にあった修身教育廃止論に従って修身教育は廃止されたと考えられる。

2. 米国教育使節団の修身科保存と道徳教育の方途に関する勧告

総司令部は、戦前教育の全てが文部省に「依存して」いたと認識していた（大島 1946 : 45）。また、第一次米国教育使節団は「全体主義的日本は個人を政府当局が決定した目的の型に嵌めこんだ」と批判し、教授の自由等を昂揚するのであれば「中央官庁が教授の内容乃至方法を指令すべきではない」と主張した（大島 1946 : 46-47）。そして、第一次米国教育使節団は文部省を批判するだけでなく「CIEなるものを全然」重んじておらず、「日本教育家ノ委員会」との会合に CIE のメンバーが入ることを「制限」したという。その上、時間に遅れたものは絶対部屋に入れなかった」といわれている（関口ほか 1952 : 10-11）。

このように、第一次米国教育使節団は戦後の教育内容に対し、CIE や文部省の影響力を極力排除しようとしていた。

第一次米国教育使節団は、道徳教育等を「日本教育家ノ委員会」で話し合った（有賀 1946 : 53）。この委員会では、「学科課程等委員会」¹⁷⁾が開かれ、「日本の文化的伝統と教育改革」等¹⁸⁾が話し合われた。「日本の文化的伝統と教育改革」では、国民の文化的地盤が日本の教育に必要であること、国家間の協同は文化的地盤に基づいて促進されることが指摘された（有賀 1946 : 146-148）。そして「学科課程等委員会」は、国際的理解と協調という新しい目的に合う諸要素を考慮するよう日本側に勧めた。

「学科課程等委員会」がいう諸要素とは、「日本人の自尊心を昂揚し、且彼等に他の諸国民及び諸民族との諒解と協調との十分な地盤を見出させるために保存し得られる、若しくは保存し得るやうに改訂さるべき修身、歴史及び地理の教授要目」等のことであった¹⁹⁾。そして、これらの何を保存すべきかを分析し、「平和愛好的諸国民の団体に復帰せしむる人道的思想並びに理想をその文化の中に発見する」ことを日本側に求めた（大島 1946 : 46-48）。つまり「学科課程等委員会」は、国民が精神的支柱を持って他国と協調するためには、軍国主義的な部分を排除した修身教育等の文化的地

盤が必要だと考えた。そして、これらの保存を日本側に勧告した。

「伝統的文化」の分析や保存の勧告は、後に総司令部に提出された報告書の中にもみられる(森戸 1946: 453-454)。勧告には、「民主主義的制度」に適合すれば倫理や徳目は教えることが出来る、教育上の条件²⁰⁾が合えば「教育上の一々の手段の中に道徳的完全体の精神をふき込んで、そこに自ら倫理的訓練が行はれてゆく」ことがいわれている。即ち、第一次米国教育使節団は「民主主義的」でありさえすれば、修身科で徳目を教えることをも認めていた。そして、道徳教育を「教育上の一々の手段の中」で教えること、つまり全教育課程での道徳教育を勧めていた。

報告書の中には「平等をうながす礼儀作法、民主政治の協調精神、及び日常生活における理想的技術精神、これらは、皆広義の修身である。これらは、民主的学校の各種の計画及び諸活動の中に発展させ、かつ実行されなくてはならない」と、全教育課程で道徳教育を行うよう記されている(森戸 1946: 511)。全教育課程を通じた道徳教育の勧告は、第二次米国教育使節団報告書(1950年)にも書かれている²¹⁾。

第一次・第二次米国教育使節団報告書には、これ以外にも一致する勧告がある。第一次使節団報告書には「人とその仕事との間に幸福な関係があるといふ秘密を知ることは、即ち明朗な精神の秘密を発見し、かつ個人的な人格の完成への主要な要素を発見することである。ここに見出される公式は、如何なる民主主義的修身科についても、その内容を暗示してあまりあらう」とされている(森戸 1946: 457-461)。第二次使節団報告書にも、人間の改善は「全人格の改善を意味する。個人生活の他の面を無視して」も、うまく行くものではない。「人間である以上われわれの道徳力は、生計をうる道のいかんによって」強くも弱くもなるといわれている²²⁾。つまり、どちらも道徳教育と職業を融合させた勧告をしていた。この点からも、米国教育使節団が全教育過程で道徳教育を行おうとしていたことが読み取れる。

先行研究の中には、第一次米国教育使節団報告書が全教育課程を通じての道徳教育を勧告してい

ることを見逃しているものもある。船山の研究では、第二次米国教育使節団報告書が「道徳教育を社会科だけでおこなえばよいとする考えには、『まったく無意味』としてつよく否定し、『全教育課程を通じて』おこなうことを勧告」したのは、民主主義教育とは異なる「反共教育論」を「露骨」に示すためだといわれている。また船山は、この勧告がなされる前から文部省は修身科復活を画策していたと指摘している(船山 1981: 94-101)。

しかし両勧告には一致する部分が多くみられることから、第二次米国教育使節団報告書が「民主化」路線からとりわけ逸脱したものとはいえない。また、第一次米国教育使節団が奨励したにも拘らず修身教育が保存されなかったのは、敗戦直後に決定した修身科廃止路線を文部省等が貫いたためだと思われる。

3. 文部省の修身科に対する考え

1950年に天野文相が、修身科を設けたい旨の発言をした。それは同年10月の教育刷新審議会(第31回・第32回²³⁾)で、佐野委員から修身教育が廃止され社会道義が乱れているとの指摘があったからである²⁴⁾(日本近代教育史料研究会 1996: 322-327, 335)。この時、天野文相も道徳教育が不足していると考えていた。そのため同年11月7日の全国教育長会議で、新しく修身教育のようなものを作りたいという趣旨の発言をした(『読売新聞』1950年11月7日)。

そして、天野文相は文部省に対し「これまでは全科でいくのがよいと考えたが、新しい教科を立てるか、社会科を改善するか(社会科は必ずしも効果があがっていない)局でよく研究して強く推進してくれ」との指示を出した(大島 1950a: 37)。天野文相が依頼したことは、従来の修身とは異なるやり方で「道徳教育を推進していく方法」を研究することであった。そのため文部省は、初等中等教育局等の課長等を招集して協議することにした(大島 1950b: 250-247)。

11月9日に初等中等教育局²⁵⁾、大学学術局²⁶⁾、社会教育局²⁷⁾の課長等が集まって第1回「道徳教育に関する省内連絡協議会」が開かれた。辻田局

長から、「現在の道徳教育は主に社会科で行っているが、実際子どもらのしつけは十分行われてないうらみがある。したがって従来の修身のような形のものはいくつか、何等かの形で道徳教育を推進していく方法はないかと文部大臣から話しがあつたので、初中局の課長に集つてもらつて相談した結果、省内で研究してみることにした。その点については、別に教育刷新審議会、教育課程審議会等でも研究することになっているが、さしあたり省内の意見をもとめておく必要があると思う。大臣は現在の教育のやりかたを原理的にはみとめておられるようであるが、道徳実践の面で不十分な点がみられるので、当面の対策としてできるだけ早く何等かの形でとりあげなければならないという考えである」との概要が説明された(大島 1950b : 250-247)。

議論の結果、初、中、高校関係では「現在の教育で道徳教育の効果があがらないとすれば、原理がまちがっているのではないから、方法をもっと考えるべきだ」、「現在うまくいっていないことは認めなければならない。だからといって現在の教育が悪いとはいえない。全教科をとおしてもっと道徳教育を強調すべきである」、「初等中等関係では、手引書でその面をとりあげている」、「教科を特設すれば、現在の教育課程をくつがえし、新しい教育に逆行するようなおそれがある」、「小学校では特設しない方がよい。もし、よいものができるしたら、高等学校の2、3年頃から特設してもよいとも考えられる」などの意見が出された。

そして、道徳教育の教科を特設する場合、「昔の修身になりがちである。偽善的行為を誘発するおそれがある」、「内容が改善されても、特別の時間だけで行い、他の教科では道徳教育を考えなくなるおそれがある」、「道徳そのものを取り出して教育することはできないから、抽象的になつてもいい」、「新しい教育のカリキュラムが縊くずれるおそれがある」、「教科を特設しても、結局行動をとおして指導しなければならないから、現在の社会科のようなものになりはしないか」などの短所が挙げられた。その一方で、長所はほとんどあがらなかった²⁸⁾(大島 1950c : 250-247)。このように、文部省では道徳教育を教科にしても利点はほ

とんどないと考えており、課長らの多くが道徳教育の特設に反対した(大島 1950b : 250-247)。

11日の「道徳教育に関する省内連絡協議会小委員会」では、「民主主義の生活の仕方を確立するため」の道徳教育の方策が話し合われた。この時出された方策は、校長が道徳教育の責任者となること、道徳教育の主任を設け学校教育全般における道徳教育のプランをたて、校長を補佐すること、運営にあたっては、各教科及びそれ以外の生活指導において、道徳教育を積極的に推進するように取り扱うことであつた。具体的方策としては、教師のためにハンドブックを作成し、実践方法を明確に記載する、「児童生徒のために道徳教育上有効な読み物のリストを作成する」こと、教員養成大学のカリキュラムに道徳教育を折り込む等が出された(大島 1950c : 246)。このように、文部省は「民主主義の生活の仕方を確立するため」の道徳教育に教科の特設は妥当ではないと判断し、教師用ハンドブックを用いた全教育課程での道徳教育の推進を考えていた。

上記の動きを受けて第1回教育課程審議会が開かれたのは、1950年12月7日である。この時、辻田局長は「大臣は、各教科や学校全体で取上げてやるのがよいと考えているが、また教科として特設してはどうかという考えもあつたようだ。しかし必ずしも教科の特設を強調してはいない。社会科を改善してやつたらどうかとも考えている。これについては、学校全体の分野の中で取上げて行くということになるのが当然であるが特に小・中・高の中で考えてゆきたい。手引書の必要があれば委員をあげて作成したい」と述べた(厚沢 1950 : 096.61-40- (17))。

「修身科を特設しない」旨の答申が出されたのは、翌年1月4日のことである。この答申でも、道徳教育は学校教育全体の責任であること、「一定の説教を上から与えていく」よりは、「児童、生徒に自ら考えさせ、実践の課程において体得させて行くやり方をとるべき」こと、「社会科や教育課程に再検討」を加えること等が方策とされた(大島 1951 : 245-244)。

1951年2月9日に行われた第39回教育刷新審議会では辻田局長は、「この問題の重要性に鑑みまし

て、鋭意研究を進めておったのであります。併し事柄が重大でありますので、刷新審議会のほうにもいろいろ御研究を煩わしましたし、又諮問機関であります教育課程審議会にも諮問いたしまして、その結果を待っておったのであります。教育課程審議会におきましては、十数回やりまして研究の結果、1月4日にお手許に差上げました、道徳教育振興に関する答申をされたのであります。この答申に基きまして、文部省は文部省の道徳教育振興方策を立てたのであります。(中略)我々といましては、丁度新しい教育制度ができたために、道徳教育が低下したというふうには考えていないのであります。新しい教育制度のできましたために随分いい面もできた。即ち、学生、生徒の自主的な、民主的社會人として望ましい態度、習慣というものにつきまして、現在の実情を見ますと、芽生えつつあるのであります。こういう点につきましてはいい面として我々は喜んである次第であります。併し一方におきまして、具さに考えますときに、寒心すべき事態も相当ありますので、それでその問題を我々教育関係者として取上げて行かなければならんということで、文部省としましての具体的な方策としましては、道徳教育のための手引書を確立するというのであります。この手引書作成は先ず委員会を作りまして、この委員会において大綱をきめる、又具体的に詳細に手引書を作って行きたいということを考えた次第であります」と経過を説明した(日本近代教育史料研究会 1996: 427-428)。

このように、1950年に修身科の復活が問題になった時には、文部省も教育課程審議会も道徳教育を教科とすることに反対し、全教育課程等を通じた道徳教育を行うことで一致していた。文部省は新しい道徳教育を評価しながらも、道徳教育を強化しなければならない社会状況であることは認めていた。そのため、教師用ハンドブックを作成し、全教育課程等を通じた道徳教育を行おうとした。このような道徳教育の必要性を、「日本教育家ノ委員会」²⁹⁾も1946年には認めていた(有賀 1946: 61)。つまり、文部省は占領期の道徳教育を全教育課程で行おうとしていたのであって、復古主義の修身教育を復活させようとする「保守党政政治家」

らに従った訳ではなかった。

おわりに

本稿は、占領軍によって停止させられた修身教育にかわる道徳教育に対し、文部省がどのような方針を持っていたのかを有賀等の文書を中心に論じた。これまでの研究では、教育勅語の廃止や修身教育の停止は占領軍に強制されたもので、これを不満とした文部省や政治家たちによって1950年頃より戦前の修身教育を復活させようとする気運が高まったとされてきた。しかし、占領期の修身教育に限っていえば、占領軍の指令が出される前に文部省はその廃止を決め、新しい道徳教育等を独自に構想していた。それを、CIEも評価していた。

第一次米国教育使節団が、軍国主義的要素を除去した修身教育等の保存を勧告した時にも、文部省等は修身教育を保存しなかった。1950年に天野文相が修身科(道徳教育の教科)について研究を命じた際には、文部省は「昔の修身になりがちである。偽善的行為を誘発するおそれがある」等と道徳教育を教科とすることに反対した。

占領が開始された当初、米国教育使節団は再び日本が軍国主義にならないよう、文部省の教育への影響力を極力排除しようとしていた。だが文部省は、軍国主義教育に戻るつもりはなかった。

戦後の道徳教育は、社会科を中心に全教育課程で行われてきた。それは、戦後の日本人に「自主的」で、「民主的」な態度や習慣の育成を図りたいと文部省が考えたからである。この文部省の考えは、1950年になっても変わることはなかった。

子どものいじめ問題等を背景として、道徳教育は教科となった(193国会参議院本会議1月25日、安倍晋三内閣総理大臣発言)。戦後の道徳教育に教科は必要ないと、文部省は全教育課程を通じた道徳教育を行ってきた。それは、道徳教育を教科とした場合、戦前の教育に戻る可能性が高いと考えたからである。道徳教育が教科とされた現在、占領期における文部省の道徳教育の理念を再び振り返ってみることは必要ではないだろうか。

注

- 1) 占領軍は修身科を廃止させる意図はなかったと杉原はいつている (杉原 2003 : 12-13)。
- 2) 特別な時間という意味で、括弧つきとする。
- 3) 2006年3月29日の164国会衆議院文部科学委員会では、占領軍が「厳しく修身的道徳教育を禁止」して以来、「今なお徳育は実施されていない」と自由民主党の大前繁雄が述べている。国会議事録は <http://kokkai.ndl.go.jp/>による。
- 4) 「いじめ・体罰の問題に関する討議」(2013年2月15日)での加戸委員の発言。首相官邸 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai2/gijiroku.pdf> 2017年7月22日入手。
- 5) 文部科学省「上田薫・元都留文科大学学長ヒアリング関連資料」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/095/shiryo/attach/1335362.htm 2017年7月21日入手。
- 6) 総司令部の指示によって、第一次米国教育使節団に協力するための日本側教育委員会委員が組織され、有賀はその委員会の一人であった(有賀文書 1946 : 2)。
- 7) 石川二郎は、1947年7月に文部省教科書局に入り、翌年に学校教育局、次いで1950年3月に管理局教育施設部施設課、1952年8月に調査局企画課に移り、翌年10月同課課長補佐になった。1959年6月に社会教育局に移るまでほぼ7年間、同課で主に中央教育審議会に関する職務に就いていた(渡部 1992 : 3-4)。
- 8) 大島文義は1940年8月に文部省の図書局・図書監修官として入省し、1943年に11月に文部省改組によって新設された国民教育局の編修課に移った。戦後は教科書局第二編修課長、初等中等教育局初等教育課長、同局視学官・主任視学官を歴任した。大島文書は文部省を退職した1959年までの行政文書で構成されている(渡部 2002 : 7-8)。
- 9) 森戸は1947年6月から翌年10月まで文部大臣であった。文部科学省 2017年8月16日入手、
<http://www.mext.go.jp/joho-hiroba/virtual/daijin/pa> [ges/m/p_068.html](http://www.mext.go.jp/joho-hiroba/virtual/daijin/pa/ges/m/p_068.html)。森戸文書は、『石川二郎文書旧蔵資料目録』に所収されている。
- 10) 厚沢留次郎は1948年に視学官に任用されて文部省に入省し、1949年6月から文部省初等中等教育局専務となった。1970年に文部省を退職するまで、ほとんど初等中等教育局視学官の職にあった(佐藤 1988 : 1-2)。
- 11) 1952年4月28日に行われた13国会参議院本会議では、「ここに七カ年間占領の夜は明けて、独立の黎明を迎えた」と述べられている。
- 12) 民間情報教育局 (Civil Information and Education Section) の略(久保 1994 : 46)。
- 13) 自由学園の羽仁もと子などが来たとき勝田はいつている(関口ほか 1952 : 9)。
- 14) 帝国議事録は <http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>による。
- 15) 戦後の混乱もあった上に、総司令部は戦時中に文部省の教育局に勤務した全ての者に辞表を提出させた(剣木 1952 : 34-35)。そのため、はっきりした態度が示せなかったと考えられる。
- 16) 1946年に連合軍総司令部民間情報教育局が編集・出版した、「ラヂオ放送『真相箱』の再録」のこと。第二次世界大戦勃発や敗戦に至る経緯を記したものである。国立国会図書館デジタルコレクション「真相はかうだ. 第1集」2018年8月2日入手
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1042022>。
- 17) この委員会にはカンデル、カルノウスキ、カウツ、マクロイ諸委員、ノートン陪席が出席していた(大島 1946 : 46-48)。
- 18) 話し合われたのは「一、教育の哲学的基礎考察の必要」、「二、教育一般原理の問題」、「三、新教育の目標の問題」、「四、社会的、政治的、経済的、文化的機関の教育的機能の重視」、「五、教育の地方分権化の問題」、「六、日本の文化的伝統と教育改革」、「七、入学試験制度改革の問題」である。
- 19) 保存が勧告されたのは、「教育は真空内で行はれ得るものでもなくまたある民族の文化的過去との完全な中断も考えられない」という理由からであった(大島 1946 : 46-48)。
- 20) 「独立させる心を持ち、愛より出たる忠実さ

をもち、かつ教師一人当たりの受持ち生徒数が少なくても十分個別的に授業できる場合」との条件が付されている(森戸 1946: 458)。

- 21) 「道徳教育は、全教育課程を通じて、力説されなければならない」と書かれている。
“Report of the SECOND UNITED STATES EDUCATION MISSION TO JAPAN”, Submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers, September 22, 1950.
- 22) Ibid.
- 23) 第31回審議会は10月6日に行われ、第32回審議会は20日に行われた。
- 24) 1950年10月6日の教育刷新審議会で、東京帝国大学名誉教授の佐野は、「敗戦の結果社会道徳が非常に乱れるということは歴史の示すところで、敢て日本の今回のことと限った現象ではないということでありますが、そういうことがあればこそ、政治の面においても、教育の面においても、戦前に比して一層の力をこの点に関して、青少年の道徳教育を図り、一方その採用によって青少年を通じて、社会全般の道徳の高揚ということに努めなければならない次第であったと思います。然るにその事態なるものは、正に逆行」していると指摘した。そして、「修身の課程に代るべきものとしては、社会科の中にいろんなことが織込まれているようではありますが、併し社会科の中に入って幾らかやるなんというようなことで、十分な効果が挙げられるものとは考えられないとして十分な調査研究をして、必要なる対策を研究樹立する必要がある」と提案した。
- 25) 初等中等教育局長、初等教育課長、中等教育課長(代理)、保健教育課長、職業教育課長(代理)、武田事務官、木宮事務官、長坂事務官、保柳事務官が参加した。
- 26) 大学教育課長(代理)、技術教育課長、教員養成課長(代理)が同席した。
- 27) 社会教育課長が参加した。
- 28) 修身科の「長所」はほとんどあがらず、「しいていうならば、教師が教える都合上実践をよぎなくされる点はある」ということがあげられただけであった。

- 29) 「公民教科書の将来」という資料に「学校生活全体を公民的道徳的教育実習の場とし、生活指導及び公民的実習を主とする。そのための教師用書を編纂する」と書かれている。

参考文献

- 厚沢留次郎文書 1950「第1回教育課程審議記録」096.61-40- (17)。
- 雨松康之 2015「道徳教科化の歴史的背景と対抗軸(上)」『季刊人権問題』42号、37-46ページ。
- 有賀三二文書 1946『米国教育使節団 日本側教育委員書類綴』国立教育研究所所蔵。
- 池田哲之 2002「教育勅語の廃止過程にみる戦後教育改革の一断面」『鹿児島女子短期大学紀要』37号、41-54ページ。
- 石川二郎文書 1953「マル秘 戦後における教育改革経過一覧 文部省調査局企画課」「1-2- (1) 修身」096.54-7-34a。
- 上田薫 1977「戦後道徳教育における改革と反改革」297-299ページ、梅根悟監修『世界教育史大系 39 道徳教育史Ⅱ』講談社所収。
- 江島頭一 2016『日本道徳教育の歴史』ミネルヴァ書房。
- 遠藤芳信 1982「戦後の道徳教育政策の展開・その問題点」『現代教育科学』25巻6号、36-38ページ。
- 大田堯 1978『戦後日本教育史』岩波書店。
- 大島文義 1945「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保證支援保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」31。
1946「学科課程、国語及び教育観に関する委員会」46-51。
1950a「道徳教育の昇揚について大臣の意見」37。
1950b「道徳教育に関する省内連絡協議会」250-247。
1950c「道徳教育に関する省内連絡協議会小委員会」246。
1951「道徳教育振興に関する答申」245-243。
- 貝塚茂樹 2001『戦後教育改革と道徳教育問題』日本図書センター。
- 久保義三 1994『昭和教育史 下』三一書房。

- 久保義三ほか編著 2001『現代教育史事典』東京書籍。
- 佐藤秀夫研究代表 1988『唐沢留次郎文書目録』国立教育研究所。
- 杉原誠四郎 2003「戦後の道德教育はなぜ無力なのか」『日本教育』315号、10-13ページ。
- 関口隆克ほか 1952「占領下教育は日本に何をもたらしたか」『教育技術』臨時増刊、8-30ページ。
- 剣木亨弘 1977『戦後文教風雲録—続牛の歩み』小学館。
- 日本近代教育史料研究会 1996『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第5巻、岩波書店。
- 菱村幸彦 2008「いまだ戦後が終わらない『道德教育』」『現代教育科学』51巻6号、106-110ページ。
- 藤尾正人 1958「道德教育の『時間特設』をめぐって」『レファレンス』87号、64-83ページ。
- 船山謙次 1981『戦後道德教育論史 上』青木書店。
- 堀尾輝久 1994『日本の教育』東京大学出版会。
- 森戸辰男文書 1946「連合国軍最高司令官に提出されたる米国教育使節団報告書」441-516。
- 矢倉久泰 2015「なぜ道德を「特別の教科」にするのか」『進歩と改革』761号、15-23ページ。
- 『読売新聞』1950年11月7日。
- 渡部宗助編著 1992『石川二郎旧蔵資料目録稿』国立教育研究所。
- 2002『大島文義旧蔵文書目録』国立教育政策研究所。
- “Report of the SECOND UNITED STATES EDUCATION MISSION TO JAPAN”, Submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers, September 22, 1950.